

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県産業技術センター手数料及び使用料徴収条例		
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 8 号	法 規 集	第 10 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	商工労働部工業振興課		
条 例 の 概 要	神奈川県産業技術センターが依頼を受けて行う試験、研究、加工、成績書の複本の交付等に係る手数料及び機器等の使用に係る使用料の徴収に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	企業等の依頼を受けて神奈川県産業技術センターが行う試験等業務は特定の者のために行うものであり、当該業務の手数料及び機器等の使用料に関する事項について定めた条例は必要である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	本条例で定めた手数料及び使用料の額は、それぞれの業務に要する費用、人件費等を考慮した算定基準に基づいて定めており、適正なものである。 また、本条例では手数料及び使用料の収納手続について定めており、依頼試験等業務の円滑な実施のために有効な規定となっている。	手数料等収入 20 年度 230,690,350 円 19 年度 240,001,200 円 18 年度 257,799,250 円
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	本条例で定めた手数料及び使用料の徴収手続は、納付時期を前納とし、既納の手数料及び使用料を不還付にする等、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	神奈川県産業技術センターが有する先端高度機器、職員の技術的ポテンシャルを活用して、企業が要望している試験等の業務を効果的に実施することは、中小企業のものづくりを支援するものであり、「神奈川の力を生かした産業集積」を掲げる県の総合計画「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵触 しないか。 〕	地方自治法や手数料の各項目に係る法令等に基づき規定しており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>